

広島県告示第千七百七十三号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第六条の規定によつて、次の地方卸売市場の開設者、卸売市場の名称及び卸売業者の変更を認定した。

令和二年十二月三日

広島県知事 湯崎英彦

認定番号	開設者	地方卸売市場	変更の 認定年 月日		
	名称	名称		位置	
広島県第 一三三号	株式会社 ケンスイ	福山市引 野町一丁 目一番一 号	三原市糸崎 七丁目八番 二二二号	水産物及び これらの加 工品	令和二年 一月二 五日
	名称	名称	位置	取扱品目	